

助成金を活用して現場の生産性向上につなげませんか？

従業員の育成・技能向上 のための取組を **支援** します！

人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）

助成金の概要

建設業における労働者の育成及び技能継承を図るため、建設労働者の技能の向上のための訓練（**技能実習**）を実施する場合に必要な助成を行います。

本コースには、技能実習に必要な経費の一部を助成する「**経費助成**」と、技能実習を受講する労働者の賃金に対して助成する「**賃金助成**」があります。

経費助成

支給対象

技能実習を実施する建設事業主

※「中小企業の建設事業主」ではない建設事業主の方は、女性建設労働者に係る技能実習を実施する場合に限り支給対象となります。

※技能実習の実施方法は、事業主自ら実習を実施する場合のほか、その一部を委託する場合、他の事業主等と**共同で実施**する場合、所属する建設事業主団体等が実施する**実習を受講させる**場合も含まれます。

支給額

技能実習の実施に要した費用のうち、一定の割合

※支給される割合は、企業の雇用する雇用保険被保険者数等によって変わります。

※一つの技能実習について、建設労働者1人当たり10万円が上限です。

賃金助成

支給対象

雇用する建設労働者に技能実習を受講させる中小建設事業主

※技能実習を受講させる日についても、通常どおり賃金を支払う必要があります。

支給額

企業の雇用する雇用保険被保険者数が 20人以下の場合…

建設労働者1人につき、**技能実習を受講した日数 × 8,550 円**

企業の雇用する雇用保険被保険者数が 21人以上の場合…

建設労働者1人につき、**技能実習を受講した日数 × 7,600 円**

※特定の要件を満たすことで上乗せして受給できる場合があります。

申請手続き

1

計画届の提出

技能実習を実施しようとする日の **3か月前から原則1週間前まで**に「計画届」を提出してください。

※登録教習機関等が実施する技能実習を受講させる場合は計画届の提出は**不要**です。

2

技能実習の実施

技能実習を実施します。

※助成対象となる技能実習は以下に掲げるもののほか、「**建設工事における作業に直接関連する技能実習**」が対象となります。詳細は左下のQRコードから支給要領をご確認ください。

- ・労働安全衛生法に基づく特別教育(支給要領別表5に掲げるもの)
- ・労働安全衛生法に基づく安全衛生教育(支給要領別表5-2に掲げるもの)
- ・労働安全衛生法に基づく教習及び技能実習(支給要領別表6に掲げるもの)
- ・職業能力開発促進法に規定する技能検定の事前講習(支給要領別表7に掲げる技能検定職種)
- ・建設業法施行規則に規定する登録基幹技能者講習
- ・技能継承に係る指導者養成講習

3

支給申請書の提出

技能実習が終了した日の翌日から起算して **2か月以内**に「支給申請書」と添付書類を提出してください。

4

助成金の支給

労働局での審査後、助成金が支給されます。

詳細・お問い合わせ

助成金の詳細は下記ウェブサイトをご覧ください。各都道府県労働局にお問い合わせください。

■ 支給要領



■ 都道府県労働局
お問い合わせ先

